

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務の基本方針について

（令和 2 年 3 月 31 日）
閣 議 決 定

農林水産物及び食品の輸出を更に拡大するため、農林水産省において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、同省において本業務に取り組むに当たり、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 2 項第 2 号に規定する基本的な方針として本基本方針を定める。

1. 基本的な方針

我が国においては、少子高齢化に伴う人口減少により、食の市場規模が縮小傾向にある一方、海外においては、新興国の経済成長や人口増加に伴い食の市場規模は拡大傾向にある。我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためには、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大を推進し、世界の食市場を獲得していくことが不可欠である。

そのためには、我が国農林水産物及び食品の魅力の世界への発信、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する風評の払拭、海外の商流構築、知的財産の保護・活用、輸出のための生産基盤の強化等のほか、輸出先国・地域ごとや品目ごとに設けられている食品衛生、動植物検疫等の規制への対応を進めていく必要があり、令和 12 年までに農林水産物及び食品の輸出額を 5 兆円とする目標の達成に向けて、こうした課題に関する政府機関等との協議や国内の体制整備が大きな課題となっている。

特に、戦略的に輸出先国・地域の規制に対応し、輸出阻害要因の解消を早急に進めるため、放射性物質に関する輸入規制の緩和・撤廃をはじめとした輸出先国・地域の政府機関等との協議の加速化、輸出に必要な証明書発行等の輸出手続の円滑化等、複数の関係府省庁にまたがる事務を政府一体となって推進する必要がある。

このため、令和元年 11 月に成立した農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に基づき農林水産省に設置される農林水産

物・食品輸出本部において、基本的政策の企画・立案、関係行政機関の事務調整を行うこととしている。

これを踏まえ、同法の施行（令和2年4月1日）以降は、農林水産省において、農林水産物及び食品の輸出に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととする。

2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省庁

1. の基本的な方針に基づき、関係府省庁においては、以下のとおり事務を分担し、相互に緊密な連携を取りつつ、一体的かつ効率的に農林水産物及び食品の輸出の促進に取り組むものとする。

(1) 農林水産省は、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、農林水産物・食品輸出本部の運営や、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針及び実行計画の作成、実行計画に基づく輸出促進措置の進捗状況の把握、実施の推進を行うこと等を通じて、農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第4条第2項に基づき農林水産物及び食品の輸出の促進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整（以下「総合調整等」という。）を行うとともに、関連する所掌事務に当たることとする。

(2) 農林水産省以外の関係府省庁は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、実行計画に基づく事務の実施、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関連する所掌事務に当たることとする。